

令和 6 年度 第 68 回奈良市景観審議会 会議録				
開催日時	令和 7 年 3 月 21 日（金曜日）13 時 30 分から 15 時 30 分			
開催場所	奈良市役所 北棟 6 階 602 会議室			
出席者	委員	山本会長、麻生委員、井原委員、北村委員、谷澤委員、西川委員、松本委員【計 7 名】（欠席 2 名）		
	オブザーバー	奈良県 景観・自然環境課長		
	事務局	都市整備部：藤原次長 都市計画課：角井課長、郡課長補佐 袴田係長、明石、播 文化財課：松浦課長、山口課長補佐 新駅まちづくり推進課：徳岡課長		
	関係者	奈良県 道路マネジメント課長		
開催形態	公開（傍聴 0 人）	担当課	都市整備部 都市計画課	
議題又は案件	【諮問案件】 「県道木津横田線（南部区間）の景観・屋外広告物規制の変更（景観計画の変更）」について			
決定又は 取決め事項	「県道木津横田線（南部区間）の景観・屋外広告物規制の変更（景観計画の変更）」については、意見等を付して了承された。			
諮問に関する議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等				
事務局 会長 事務局	【諮問案件】 「県道木津横田線（南部区間）の景観・屋外広告物規制の変更（景観計画の変更）」について 案件説明（略） 出席いただいた委員の方々の意見の前に、欠席の委員からの意見はありましたか。 山口委員より、沿道景観形成重点地区の基準の内、「道路境界線より 1m 以上後退した配置にすること」とありますが、既存の建物配置などを鑑みたときに不可能な場合も出てくるのではないのでしょうか。とのご意見をいただきました。 これについては、各案件で状況を確認した上で、取扱事項として扱っていきたいと考えております。 また、緑化の基準「在来種を用いた樹木等で、敷地面積の 3%以上を道路際に設けること」とありますが、道路側に駐車場を設けるケースに対しても道路側に緑化するように			

	指導する必要があるのでは、とのご意見をいただきました。 本市としては、ガイドラインに図示しておりますとおり指導しており、今後も引き続き道路側に緑化するように指導していきます。
会長	一つ目の意見については、沿道に民家が並んでいる個所があり、その部分に対することおっしゃっているのだと思います。
委員	屋外広告物規制が変わるもしくは厳しくなるとなれば、当然、事業者が変更することになり、負担が大きくなると思います。その負担を、行政が一部補助するようなことがあれば、事業者も対応しやすくなるのではと思います。過去にも補助はあったと記憶しています。
事務局	また、電柱広告物についてですが、規制が厳しくなるのであれば当然掲載できなくなるものも出てくるでしょう。電柱自体がなくなるのであればわかりますが、電柱はあるが広告物は設置できないということとなれば事業者は不満に思うでしょう。 今回の規制の変更に対して、事業者の負担が増えることは理解しております。しかし、現時点では補助に当たる制度は考えておらず、前回令和４年７月の変更の際と同様に、経過措置期間を設け、時間をかけて対応いただくこととなります。
委員	また、電柱広告物については、今回の変更をしたとしても、設置が出来なくなるというわけではございませんので、ご心配されることはないと思われます。 経過措置期間を過ぎれば変更を余儀なくされるので、事業者の負担を考えたときに補助的な何かを考えていただきたいです。
事務局	例えば、早めに変更するのであれば補助が出ます、などのメニューがあれば事業者が対応しやすくなるのではと思います。 委員のおっしゃっている過去の補助については、即効性を持って対応する必要があったためのものと理解しております。今回の変更については、それと同様に即効性が必要かどうかも含めて内部で調整させていただきます。
委員	大企業や資金が潤沢にある企業でしたら対応するかと思いますが、小さな企業等は対応が難しくなると思いますので、調整ください。
委員	この沿道が重点の対象となれば奈良市内の主要な道路はほとんどが重点地区となるため、景観的な観点からはいいことかと思います。 今回の沿道には自然型を採用されていますが、沿道すべての建築物が自然型のゆったりとした景観形成基準を適用していくのが良いのかが気になります。先ほどの会長や委員の発言にもあったように、歴史的な建築物が残存しているところに対しての取扱を、これを機に考えるのが良いと思います。
事務局	現状の写真をみると、舗装の色がバラバラとなっているため、今回の変更で時間はかかると思いますが、統一されるのはいいことかと思います。そこで色についてですが、今回採用される色はどのような色となりますか。車道やバスレーンとの調和はどうなりますか。お教えてください。 歩道については、茶褐色となります。バスレーンについては、近鉄奈良駅前に施行されているのをイメージしており、茶褐色より明るくなります。

委員	この色を見ていると、夜間歩道と車道の段差がわかりにくくなるのでは、さらに歩道と車道の間に柵ができるかと思いますが、その色との調和がとれるのか気になります。 また、黄色の点字ブロックを付けた際に、それが茶褐色と合うのかどうか気になりますので、道路空間の全体像が見えたらいいと感じました。 次に、建物の外観に関してですが、屋外広告物と同様に 10 年間かけて新しい基準に適合するようになるということですか。
事務局	建物の外観については、屋外広告物のように経過措置を設けておりません。ですので、個々の建物の建て替えや外観の変更を行うタイミングで、新しい基準に適合したものになっていくこととなります。 また、柵については、今回の変更で色彩をダークブラウンに設定しております。点字ブロックは黄色を想定しております。
委員	歩道の舗装の色の明度が低いので、黄色である必要があるのかどうか、白色でもいいのではないかと思います。
事務局	参考にさせていただきます。
会長	では、現況の写真にある、白色の柵やガードレールもダークブラウンに変わっていくということですね。
事務局	はい、その通りです。道路の改良事業等のタイミングがそのときかと思います。
委員	基準が変わることによって、影響がある屋外広告物はどのくらいあるのでしょうか。また、周知についてどのようにおこなうのでしょうか。
事務局	周知については、例えば令和 4 年の変更時には、奈良市屋外広告業の登録業者に一斉に案内をお送りしているのと、各屋外広告物の継続のお知らせをする際に案内文をお送りしております。今回も同様になるかと思います。
委員	先ほどの委員がおっしゃるように、この沿道にそもそも手続きをしていない屋外広告物がいくつあるのでしょうか。その問題もあると思います。
事務局	実際に手続きがなされていないものの数や、影響があるものの数は正確には調査しておりません。
委員	経過措置の考え方にメリハリを持たせる方法がないのかを感じました。
事務局	委員のおっしゃっているのは、この構造体は改善に時間がかかる大規模なものだから、10 年間とは言わずに、もう少し期間を設ける、という意味でしょうか。
委員	それも一つかもしれません。何が良いかは答えが出せませんが、その観点を考えるのも一つのアイデアという意味です。 わかりました。
委員	今までの話を聞いたうえでの、私の感想になりますが、奈良市としてこの沿道でやりたいことをイメージできるものがあればよいかと思います。マンセル値の基準を決めたとして、一般の方はわからないので、何かこの沿道をどのようにしたかを、デザインのプロにプロデュースしてもらってみんなで共有することが解決策のように思えました。当然、行政が決める基準にはマンセル値のような数値を定めるのはいいのですが、その前段階でのイメージ共有をしていけば変わっていくのではないのでしょうか。それが「奈良らし

委員 事務局 会長	さ」につながるかもしれません。 色彩基準ではなく、例えば5色のカラーパレットを用意して、ここから選んでください、みたいな誘導をすれば、奈良らしさにもつながるかもしれません。これは基準に書くかは別にしてです。 また、経過措置について、沿道が長いので区間を決めて考えていくのも一つかと思います。影響がでる屋外広告物が少ない区間からやっていくなど、別途考えていることがあるのであれば教えてください。 現時点で、別途考えていることはないので、委員のおっしゃることも検討してまいりたいと思います。 他に意見等はありませんか。 無いようですので、これで協議会を終了いたします。 【 以 上 】
--------------------------------	---